

機械路面清掃業務（一般委託）仕様書

機械路面清掃業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路区域内の機械路面清掃業務を行うものである
2	履行期間	契約日から平成31年3月29日まで
3	施行場所	横須賀市追浜本町1丁目28番地先ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	なし
7	資格要件	産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を有すること（神奈川県または横須賀市）
8	契約方法	単価による業務委託契約（一般委託）：単位（内訳書のとおり）
9	支払方法	・本件は1回払い（3月の末締め）で、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
10	業務委託成績評定	対 象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必 要 ・ 不 要
12	その他事項	業務の施行にあたっては、本業務仕様書を優先適用するほか、平成28年4月制定の「神奈川県土木工事共通仕様書」によるものとし、当該共通仕様書の共通編等における契約条項等は、本市の契約条項等に読替えて使用するものとする。（使用材料等の基準が改正された時は新基準に基づくものとする。）
13	監督員 連絡先	土木部道路維持課 担当 吉田 泰基 046-822-8399

<指示又は希望事項>	
グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。</p> <p>（上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>

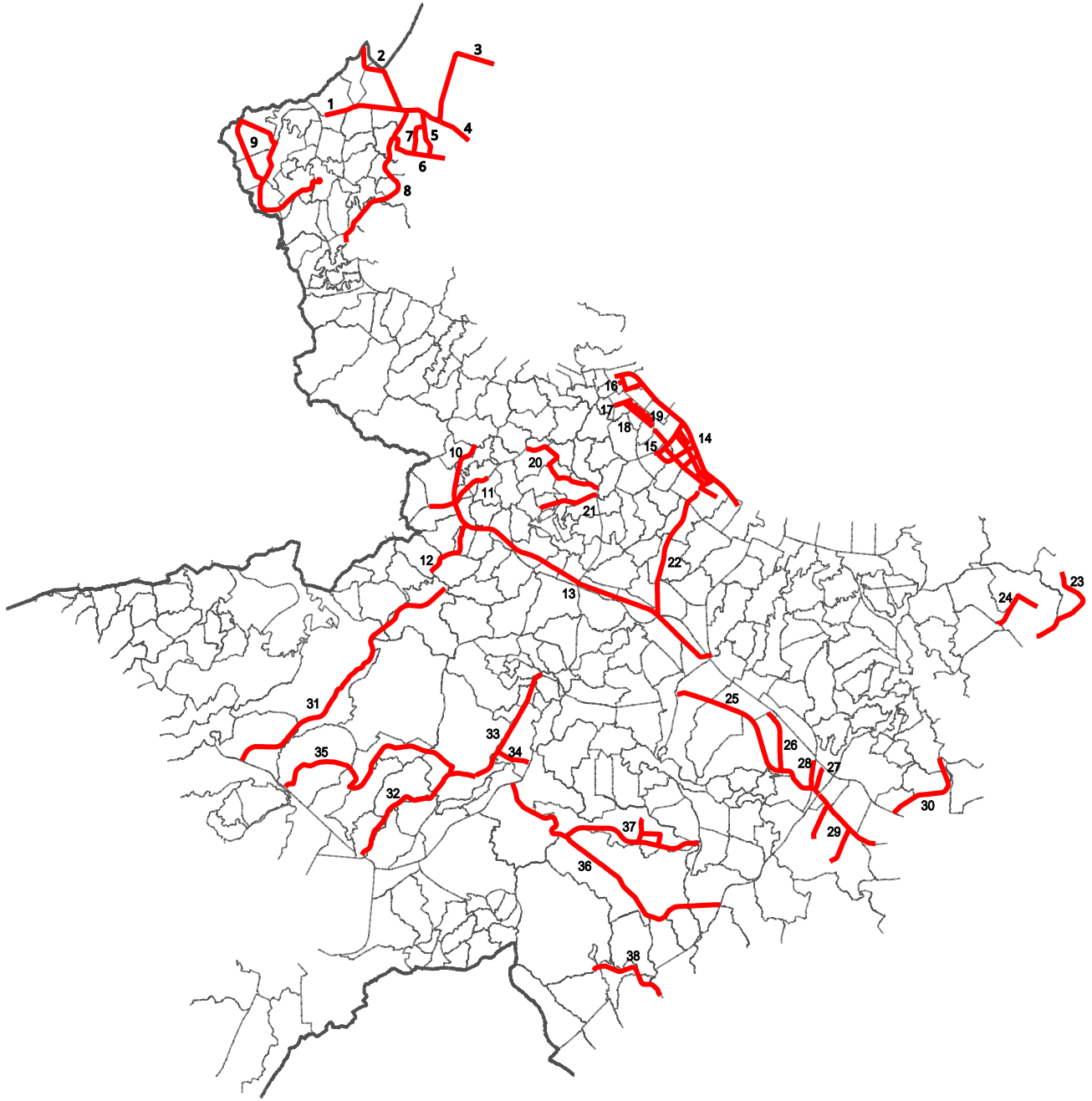
平成30年度 機械路面清掃年間内訳表

	路線数	延長(m)	
A	8路線(1~8)	18,580	夜間施行
B	5路線(9~13)	21,700	夜間施行
C	4路線(14~17)	15,100	夜間施行
D	7路線(18~24)	15,740	夜間施行
E	6路線(25~30)	17,100	夜間施行
F	5路線(31~35)	24,240	夜間施行
G	3路線(36~38)	16,520	夜間施行

番号	施行区間(起点~終点)	路線名	延長(m)	摘 要
1	追浜本町1丁目28番地先 ~浦郷町5丁目2931番地先	追浜夏島線	3,420	
2	夏島町地内(追浜公園) ~追浜本町2丁目47番地先	夏島室の木線	2,300	
3	浦郷町5丁目2931番地先 ~夏島町地内(住重造船所)	追浜夏島線	3,100	
4	浦郷町5丁目2931番地先 ~夏島町地内		980	
5	浦郷町5丁目2931番地先 (岡村製作所~日本和紡興業)	浦郷工場線	1,260	
6	浦郷町5丁目2931番地先 (東亜建設工業~東邦化学)	浦郷工場線	1,760	
7	浦郷町5丁目2931番地先 (日本和紡興業~岡村製作所)	浦郷工場線	920	
8	浦郷町4丁目8番地先 ~船越町1丁目55番地先	船越鉦切線	4,840	
9	追浜町1丁目65番地先 ~鷹取町2丁目19番地先	湘南鷹取団地線	7,380	
10	東逸見町4丁目1番地先 ~池上1丁目4番地先	根岸東逸見線	1,840	
11	池上1丁目4番地先 ~坂本町5丁目11番地先	横須賀葉山線	1,260	
12	平作5丁目28番地先 ~池上3丁目1番地先		1,880	
13	池上7丁目10番地先 ~根岸町3丁目5番地先		9,340	
14	小川町13番地先 ~三春町3丁目地内	よこすか海岸通り	13,000	
15	安浦町1丁目1番地先 ~安浦町2丁目3番地先	安浦臨港線	540	
16	小川町14番地先 ~小川町18番地先		1,060	
17	若松町1丁目21番地先 ~若松町1丁目5番地先	若松日の出線	500	
18	若松町3丁目5番地先 ~米が浜通2丁目2番地先	米が浜通り線	1,040	
19	米が浜通2丁目2番地先 ~若松町3丁目5番地先		1,760	

番号	施行区間(起点～終点)	路線名	延長(m)	摘要
20	上町4丁目101番地先 ～坂本町1丁目5番地先	坂本鶴久保線	3,000	
21	佐野町2丁目1番地先 ～鶴が丘1丁目2番地先	鶴久保衣笠線	1,660	
22	三春町1丁目27番地先 ～公郷町1丁目60番地先	山崎公郷線	3,820	
23	鴨居4丁目地内(県駐車場) ～鴨居3丁目15番地先	観音崎環状線	2,820	
24	鴨居3丁目25番地先 ～鴨居3丁目1番地先		1,640	
25	衣笠町36番地先 ～久里浜4丁目15番地先	久里浜田浦線	5,480	
26	内川2丁目5番地先 ～内川2丁目3番地先		1,720	
27	久里浜4丁目5番地先 ～久里浜4丁目4番地先		640	
28	久里浜1丁目5番地先 ～久里浜1丁目4番地先		760	
29	久里浜4丁目15番地先 ～久里浜7丁目30番地先	久里浜テクノパーク	5,900	
30	久里浜7丁目4番地先 ～長瀬2丁目11番地先	長瀬燈明崎線	2,600	
31	芦名2丁目20番地先 ～平作4丁目3番地先	坂本芦名線	8,280	
32	太田和2丁目3番地先 ～太田和5丁目148番地先	北武太田和線	4,500	
33	太田和5丁目148番地先 ～衣笠町27番地先	衣笠太田和線	3,580	
34	山科台8番地先 ～山科台1番地先		940	
35	長坂4丁目2番地先 ～太田和5丁目2665番地先		6,940	
36	武1丁目6番地先 ～野比1丁目14番地先	野比北武線	8,140	
37	光の丘1番地先 ～光の丘6番地先	横須賀リサーチパーク	5,920	
38	長沢2丁目1番地先 ～津久井5丁目2番地先		2,460	

施工位置図



0 2km

1/90000

業 務 仕 様 書

(機 械 路 面 清 掃 業 務)

1. 一 般

- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに施行すること。
特に市民要望等の緊急を要する業務内容は監督員からの指示後、早急に作業に着手すること。
- (2) 業務作業時には、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すると共に監督員に報告すること。
- (3) 本業務施行前に、実施工程表・施行計画書を監督員に提出すること。
- (4) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (5) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員の指示に従うこと。

2. 作 業

- (1) 業務作業は実施工程表に基づき行い、変更のある場合は、その都度監督員に報告すること。
- (2) 業務作業時間は、下記のとおりとする。
夜間作業：22時00分から5時00分まで
但し、監督員の指示により変更する場合がある。
- (3) 業務作業は次の順序により行い、路面より土砂塵埃を丁寧に取除くこと。
 - (ア) 散水車により清掃中に埃が立たない程度の散水をする。
 - (イ) 路面清掃車により作業帯にある土砂塵埃を清掃する。
路面清掃車の作業速度は、現場の状況を考慮し、土砂塵埃の取残しが無い低速度とすること。
 - (ウ) 路面清掃車から排出した土砂塵埃を運搬車に積載し、産業廃棄物処分場に運搬処理する。
運搬処理する際、積載した土砂塵埃等が飛散しないよう十分注意すること。
- (4) スクリーンブロック及び歩道の巻き込み部等は、清掃時に人力により塵埃を作業帯に掃き出し、取除くこと。
- (5) 作業上障害となるものは雑草等の自然物以外のものであれば事前に取り除き、清掃後復元すること。
- (6) 路肩部の塵埃の量が多く、人力にて清掃を行う場合は、事前に監督員に報告すること。
- (7) 業務作業は、市が指示した数量を実施するものとするが、占用掘削等により実施できない場合は、その都度監督員に報告すること。

- (8) 清掃土砂（汚泥）の搬入先は田中石材土木㈱とする。
（横須賀市長坂3丁目10番13号 TEL 856-1931）
- (9) 本業務には、汚泥の処分は含まれない。
- (10) 作業完了後、実施作業集計表・日報・タコグラフ等を作業日の翌日に監督員に提出すること。

3. 使用機械について

業務作業には以下に示す1～4と同等以上の能力を有する作業車を使用すること。

- 1. 路面清掃車（ブラシ式リヤリフトダンプ 1.5 m³ 4輪式）
- 2. 散水車（タンク容量 3,800 ℓ）
- 3. ダンプトラック 4t 車
- 4. ダンプトラック 2t 車

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 受託者は施行前に監督員に連絡し、確認の必要がある時はその指示に従うものとする。
- (2) 施行前には必ず写真撮影を行い、作業中、施行後も同一場所で写真撮影を行い、整理し監督員に提出しなければならない。
（写真は日付を入れ撮影すること）
- (3) 業務写真・業務完了報告書と共に、業務写真・業務完了報告書の電子データ「CD」も併せて提出すること。電子データの形式は基本的に PDF とするが、それによらない場合は、監督員と協議し決定すること。
- (4) 受注者は、データファイル等全ての電子納品物について、納品すべき最終成果品が完成した時点で必ずウイルスチェックを行うこと。
- (5) ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (6) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。
- (7) ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。
注）ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。
- (8) ウイルス対策を怠り、本市に損害を与えた場合は受託者の負担において速やかに対応するものとする。
- (9) 成果品の権利は横須賀市に帰属するものとする。

5. 提出資料について

受託者は、廃棄物処理（清掃土砂）について、環境汚染の予防・地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出すること。

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

6. その他

沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に応接し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けること。

特記事項

この単価契約で示した内訳単価以外の工種を使用する場合は、協議により決定する。

産業廃棄物処理作業共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：汚泥（混合）

数量：30 t（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先 (中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市佐島1丁目2番1
処分の方法 : 脱水
施設の処理能力 : 240 m³/8 h

2 再生先

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市長坂4丁目22番地
再生の方法 : 混合
施設の処理能力 : 800 m³/8 h

機械路面清掃業務内訳

(税抜)

作業内容	細 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
路面清掃作業 [夜間]A	清掃延長18.58km・移動距離33.14km タンク容量3800L	km	18.58	32,010	
路面清掃作業 [夜間]B	清掃延長21.7km・移動距離30.11km タンク容量3800L	km	21.70	30,418	
路面清掃作業 [夜間]C	清掃延長15.1km・移動距離20.58km タンク容量3800L	km	15.10	30,300	
路面清掃作業 [夜間]D	清掃延長15.74km・移動距離37.78km タンク容量3800L	km	15.74	34,472	
路面清掃作業 [夜間]E	清掃延長17.1km・移動距離19.68km タンク容量3800L	km	17.10	29,433	
路面清掃作業 [夜間]F	清掃延長24.24km・移動距離11.0km タンク容量3800L	km	24.24	26,504	
路面清掃作業 [夜間]G	清掃延長16.52km・移動距離18.74km タンク容量3800L	km	16.52	29,315	
路面清掃工	人力・塵埃量多い	km	7.10	327,453	

- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。
- ※ 契約単価は、契約者が記入すること。